

補助金適正化ガイドライン



士 別 市

令和元年8月策定
令和7年7月改訂

目 次

| | | |
|-----|-------------------|---|
| I | 補助金適正化ガイドラインの趣旨 | 1 |
| II | 補助金の分類 | 2 |
| III | 補助金適正化の基本的視点 | 3 |
| IV | 補助金適正化に向けた 10 の基準 | 4 |
| V | 補助金の新設・拡充 | 7 |
| VI | 検証・公表・例外 | 7 |

(様式) 補助金チェックシート

補助金適正化ガイドラインの趣旨

補助金は、地方自治法第232条の2に基づき、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的な根拠としており、様々な分野における政策目的を効率的かつ効果的に実現していくための有効な手段として活用されています。本市においても、多くの事業で補助金制度を活用し、行政サービスの実施に重要な役割を果たしています。

しかしながら、補助金の交付にあたっては、その性質上、補助対象経費や算定根拠、その成果や効果が不明確になる場合があります、また、長年にわたり継続した補助金の交付は、「既得権益化」しやすいなどの問題点が指摘されています。

補助金は、その交付の目的が行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、客観的に「公益上必要である場合」でなければなりません。また、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その原資は、貴重な「市民の税金」であることから、その必要性について、十分な説明責任が果たされ、市民の理解を得られるものであり、その支出が財政運営に与える影響についても考慮する必要があります。

これまで本市では、補助金交付規則や取扱要領を基に補助金を交付してきましたが、公平性の観点などから補助金制度の見直しが求められ、平成19年に「『団体運営補助金の交付』に関する基本的な考え方」を策定し、あわせて「補助金交付規則取扱要領」を改正し、見直しを進めてきました。見直しから長い年月が経過し、新たな行政サービスへの対応や社会経済情勢の変化に応じたより柔軟かつ実効性のある補助金制度の構築が課題となっているところで

補助金適正化ガイドラインの目的は、今後、人口減少や少子高齢化が進む中でも、市民が安心して暮らし続けられる持続可能なまちを実現するため、補助金の交付に関する考え方や基準を明確にし、限られた財源を有効に活用しながら、補助金の適正化を全市的に実施し、効率的かつ適正な運用を図るための基本的な指針として策定するものです。

補助金の分類

現行の補助金を次のとおり分類し、交付基準の明確化、効果等の評価を行います。

| 分 類 | 内 容 |
|------------------|--|
| 制度的補助金 | |
| ①国・道等の制度に基づく補助 | 法令に定めのあるもの、国・道等の制度によるもの、及び、他の市町村との協議に基づき補助するもの |
| 政策的補助金 | |
| ②個人補助 | 市が独自で政策的に個人へ補助するもの |
| 団体運営費補助 | |
| ③市施策補完型補助 | 市の施策を補完するために活動する団体、公的な性格が強い団体等への補助 |
| ④団体支援型補助 | 団体への経費負担的な要素が強い援助型の補助 |
| 事業費補助 | |
| ⑤行政サービス補完・奨励事業補助 | <ul style="list-style-type: none"> ・行政サービスを補完、または代替する取り組み（事業）に対する補助 ・団体等が自主的に行う事業について、公益性等が高いものに奨励・援助する目的で補助するもの |
| ⑥イベント・大会補助 | まつり、スポーツ、文化活動等のイベント、大会の実施経費に対する補助 |
| ⑦建設事業補助 | 団体等が行う施設・設備等の建設、修繕、維持管理等にかかる事業に対する補助 |
| ⑧利子補給補助 | 利子や信用保証料等の一部または全部を補助することで、事業目的を達成しようとするもの |
| ⑨その他の補助 | 上記分類のいずれにも属さないもの |

補助金適正化の基本的な視点

補助金の適正化にあたり、次に示す基本的な視点を踏まえ、市民の理解を得られる適切な内容となっているか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含めた補助のあり方を検討します。

| 視 点 | 考え方 | チェックポイント |
|-----|--|---|
| 公益性 | 社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、広く市民の利益に寄与する「公益性」が認められるか | <ul style="list-style-type: none"> 社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応しているか 本来の目的と事業内容が合致しているか 達成基準が明確になっているか 市民の利益に広く寄与しているか まちづくり総合計画と整合しているか |
| 必要性 | 廃止・縮小、その場合の影響など、不断の検証を行い、行政が関与する客観的な「必要性」が認められるか | <ul style="list-style-type: none"> 行政が関与し続ける必要があるか 民間等において類似事業や代替事業が他にないか 補助金創設時と比べて目的が希薄化していないか 廃止・縮小を含めて必要性を検討した経過があるか |
| 公平性 | 長期化、既得権化などの弊害がないよう、広範な対象に配慮した「公平性」が担保されているか | <ul style="list-style-type: none"> 既得権化していないか 特定団体に固定化されていないか 長期化していないか |
| 自主性 | 補助対象事業者の「自主性」が発揮され、自立に向けた財源確保等の努力が推進されているか | <ul style="list-style-type: none"> 自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄でないか 経費節減や効率化に向けた取り組みがなされているか 市が団体等の事務局業務を行い、補助金とあわせて行政からの二重の支援を受けていないか |
| 透明性 | 補助制度や事業内容等に関する積極的な市民周知等、「透明性」が確保されているか | <ul style="list-style-type: none"> 補助制度や事業内容に関する市民周知が十分にされているか |
| 有効性 | 目的に合致し、最善の方法で成果・効果をあげるための「有効性」があり、費用対効果があるか | <ul style="list-style-type: none"> 補助目的や金額に見合う成果・効果をあげているか 費用対効果があるか。 |
| 妥当性 | 補助金以外の手法の検討、積算基準の見直し、補助根拠の明確化、適正な事務処理など「妥当性」があり、多額の剰余金、積立金を有していないか | <ul style="list-style-type: none"> 補助金の交付が最も有効な手段といえるか 補助金以外の手法がないか 補助金の積算基準を適宜見直しているか 規則や要綱など補助根拠が明確にされているか 事務処理等が適正か 多額の剰余金、積立金を有していないか 補助対象経費に占める補助金額の割合が、2分の1以下となっているか 補助率が2分の1を超えるものについて、その妥当性を示す明確な根拠があるか |

補助金適正化に向けた 10 の基準

補助金適正化の基本的な視点を踏まえるなかで、次の 10 基準を全て満たすよう、例外なく全ての補助金を検証し、必要な措置を検討します。そのうえで、関係団体等との協議を進め、補助金の適正化を図ります。

①補助金の終期（サンセット方式^{※1}）の設定

まちづくり総合計画の 4 年目（実行計画最終年度）を全ての補助金の終期に設定し、補助金の長期化や肥大化を防ぐことで適正化を図ります。終期の到来時に補助金を廃止またはゼロベースで見直すものとし、何らかの形で補助を継続する場合は、その 4 年後（展望計画最終年度）を次の終期に設定します。

【終期設定の例外】

- ・法令等により市の補助が義務付けられているもののほか、国や道の補助金を財源の一部として充当している事業のうち、市の負担が義務的なもの。
- ・他の市町村や広域的な団体との協議に基づき補助するもの。
- ・補助を受ける団体・事業の公益性が高く、かつ会費や負担金等で自主財源を確保することが著しく困難であるもの。
- ・その他、終期を定めることがその性格上なじまないもの。

※1 サンセット方式：予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業などに期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止又は見直しする方式。

②運営補助の原則廃止、事業補助への移行

運営補助は、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、自立できるまでの一定期間補助すべきものですが、補助金の長期化や補助金に依存した体質になりやすい側面もあることから、原則として、運営補助の廃止、または、目的・使途を明確にした事業補助への移行を進めていきます。

ただし、市民サービスの提供に関わる公共的団体や、行政側の要請等で設立された団体などは一定の配慮が必要であることから、段階的に進めるなど、団体が行う公益的な事業が円滑に行えるよう調整しながら適正化を図ります。

③補助金額・補助率の適正化、補助金総額の抑制

補助を受ける団体等と行政との役割分担や負担割合、事業の成果や進捗状況、補助を受ける団体等の財政状況等を勘案するなかで、適切かつ妥当な補助金額・補助率とし、原則として補助対象経費の 2 分の 1 以内の補助率とします。ただし、補助率を定めることが、その性質上なじまない補助金は、この限りではありません。また、人口減少や社会経済情勢の変化を踏まえ、特に 10 年以上にわたる長期の継続事業は、補助金総額の抑制に努めます。

④各種大会・イベント等に対する補助金の適正化

隔年開催、類似事業や慣例事業の統廃合、財源確保や経費節減等について検討するとともに、参加者数等に応じた適正規模となるよう、横断的な調整を図ります。

⑤補助対象経費、算定基準の明確化

補助金等の公平性や透明性を高めるため、補助要綱等に補助目的・対象経費・補助率・補助限度額等を明確に定めることを原則とします。なお、次に示す経費は、事業の目的達成のために必要不可欠な場合を除き、原則的に補助対象外とします。

【補助対象外経費】

- ・交際費、慶弔費
- ・懇親会等に要する経費
- ・積立金に充当される経費
- ・慰労的な視察研修等に要する経費
- ・他団体等に補助する経費（負担金を含む）※2
- ・賞金、賞品（景品）、金券類の提供に要する経費
- ・その他、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

※2 原則的に補助金を受けた団体から、個人又は他の団体や関係組織への再補助は認められませんが、公共性の高さ、補助団体の非営利性および地域への貢献性等を踏まえ、事業の目的達成のために必要不可欠であると判断できる場合は、理由書を提出のうえ補助対象経費とすることができます。

⑥重複・類似する補助金の整理・統合

目的や内容が重複・類似する補助金の整理・統合について、横断的な議論の中で積極的に検討し、必要に応じて一本化・再構築など、簡素化・省力化を図ります。

⑦直営や委託等を含めた最適な支出方法への転換

行政による直営や委託等を含め、最適な支出方法を検討し、特に経費の全額を補助する事業は、委託への切り替えを検討します。

⑧自主自立に向けた取り組みの強化

補助を受ける団体等が会費の徴収を含めた自主財源の確保に努めているか、自主自立に向けた取り組みが進められているかを検証するとともに、市が団体等の事務局業務を行うなど、補助金と併せて行政からの二重支援とならないよう、自立に向けて行政の関与を必要最小限に見直します。

⑨補助金に関する情報公開

補助金の公平性や透明性を高めるうえで、また、市民協働を推進するためにも、補助金に関する情報を公表します。

⑩適切な事務処理とチェックシートの作成

補助金交付決定前の事前着手など、不適切な事務処理の見直しを徹底するとともに、補助金適正化の達成状況を確認するためのチェックシート（別添様式）を作成し、基準を満たしていない場合は合理的な説明を求めます。

補助金の新設・拡充の取り扱い

補助金を新設または拡充する場合は、本ガイドラインの「基本的視点」と「補助金適正化 10 基準」を満たすとともに、既存事業とのスクラップ・アンド・ビルドとすることを基本に、予算要求において、チェックシート（別添様式）を提出し、市長ヒアリングを経たうえで予算化します。

ガイドラインに基づく適正化の検証・公表

- ①社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した最適な補助制度としていくため、4年ごとに評価・検証を行います。また、必要に応じて行財政改革懇談会等に諮るものとします。
- ②補助金適正化ガイドラインに基づき必要な見直しを行った場合、ホームページ等で公表します。

ガイドライン適用の例外

- ①補助金の分類における「①国・道等の制度に基づく補助」は、本ガイドラインの適用対象外とします。
- ②補助金交付規則取扱要領第 14 条に該当する 5 団体は、実施する事業活動の公益性の度合いや財政状況等を考慮すると、一律に見直すことが困難である側面も有しており、本ガイドラインの適用対象外としますが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、可能な限りその適正化に努めるものとします。

士別市補助金交付規則取扱要領（抜粋）

第 14 条 団体運営補助金の交付にあたり、公益的な事務を行う法人として次の各号に定めるものについては、この要領は適用しない。

- (1) 社会福祉法人 士別市社会福祉協議会
- (2) 士別商工会議所
- (3) 朝日商工会
- (4) 士別市中心商店街振興組合
- (5) 一般財団法人 士別市スポーツ協会

令和 年度 補助金チェックシート

| | | | | | | | | |
|--|---------------|-----|--------|-----------|--------|-----|----------|------------|
| 補助金の名称 | | | | | | | | |
| 所管課名 | | | | 担当者名 | | | | |
| 予算科目番号・分類 | 大事業 | 中事業 | 小事業 | 款 | 項 | 目 | 補助金の分類番号 | |
| | | | | | | | | |
| 事業の目的・概要 | | | | | | | | |
| 補助開始年度 | 年度 | | | 補助基準等改正年度 | | 年度 | | |
| 補助根拠規定等名称 | 条例・規則・要綱・その他 | | | | | | | |
| 令和 年度補助金積算内訳 | 総事業費 | | 補助対象経費 | | 補助率 | | 補助上限額 | |
| | 千円 | | 千円 | | % | | 千円 | |
| | 積算内容等 | | | | | | | |
| 財源内訳 | 補助金 | | 事業収入 | 会費等 | 繰越金 | その他 | 合計 | 積立金等 残高 |
| | 市 | その他 | | | | | | |
| | 千円 | | 千円 | | 千円 | | 千円 | |
| | 令和 年度 予算 | | | | | | | |
| 令和 年度 決算 | | | | | | | | |
| 令和 年度 予算 | | | | | | | | |
| 令和 年度予算に反映した見直し内容 | 市補助金増減額 | | 千円 | | 増減率 | | % | |
| | | | | | | | | |
| 令和 年年度予算に向けた見直し予定（いずれかに○） （終期にあたる年度は、ゼロベースで行った見直しの考え方を必ず記載すること） | 市補助金増減見込額 | | 千円 | | 対前年増減率 | | % | |
| | 見直し予定（いずれかに○） | | 拡大 | 継続 | 統合 | 縮小 | 廃止 | その他 |
| | | | | | | | | |

| 関係団体等との協議経過 | | | | | |
|-------------|-----------------------|---------|----------|-----|-------|
| 項目 | | 既に適正である | 見直しの余地あり | 非該当 | 評価理由等 |
| 基本的視点 | 公益性 | | | / | |
| | 必要性 | | | / | |
| | 公平性 | | | / | |
| | 自主性 | | | / | |
| | 透明性 | | | / | |
| | 有効性 | | | / | |
| | 妥当性 | | | / | |
| 補助金適正化10基準 | ①サンセット方式の導入（補助先との協議等） | | | | |
| | ②運営補助の原則廃止・事業補助への移行 | | | | |
| | ③補助金額・補助率の適正化、総額の抑制 | | | | |
| | ④大会・イベント等補助金の適正化 | | | | |
| | ⑤補助対象経費・算定基準の明確化 | | | | |
| | ⑥重複・類似する補助金の整理・統合 | | | | |
| | ⑦最適な支出方法への転換（委託や直営等） | | | | |
| | ⑧自主自立に向けた取り組みの強化 | | | | |
| | ⑨情報公開の徹底 | | | | |
| | ⑩チェックシートの作成 | ○ | | / | |